

開会式はテメル暫定大統領？ —ルセフ大統領と弾劾審議過程—

菊池 啓一

ブラジルのルセフ大統領は議会による弾劾審議の渦中にある。本稿脱稿前日の二〇一六年五月二日、上院本会議における弾劾法廷開廷の採決によって最長一八〇日間の職務停止に追い込まれた。そのため、八月五日の五輪開会式で聖火ランナーを迎えるのは、暫定大統領に昇格したテメル副大統領である可能性が高い。本稿では現在のブラジルの政治状況に対する理解を深めるべく、これまでのルセフに対する弾劾審議過程を簡単に振り返りたい。

●弾劾審議の経過

大統領制下では大統領と議員は別々の選挙によって選出され、大統領の任期は議会の信任に依存しない。ただし、大統領が職務を著しく怠った場合などには、弾劾裁判を通じて罷免が可能となる。ブ

ラジルの場合、下院が大統領に対する弾劾告発の承認を行い、普通犯罪については連邦最高裁判所、職務に対する背任については上院が弾劾裁判を実施する。よって、プライマリーバランスを良くみせるための意図的な財政移転の遅延（「自転車財政」）などを理由とするルセフに対する弾劾裁判は、上院で行われる。

二〇一五年一月に発足した第二期ルセフ政権は当初から様々な難題を抱えていた。経済改革は議会の大きな抵抗もあり遅々として進まず、その一方で選挙前に発覚した石油公社のペトロブラスをめぐる汚職問題には与党労働者党（以下、PT）の関与が疑われ、ルセフやルーラ前大統領の名前も浮上した。そのため、政権の支持率は同年八月には八%にまで低下し（参考文献①）、弾劾の是非も議論

されるようになった。

弾劾の可能性が取り沙汰されるようになった理由のひとつは、与党連合の一員のブラジル民主運動党（以下、PMDB）所属であるにもかかわらず、ルセフと対立するクーニャ下院議員が二〇一五年二月に下院議長に選出されたことである。というのも、ブラジルでは下院議長が弾劾告発を受理しない限り、弾劾審議が始まらないからである。ルセフに対する弾劾告発も同年一二月までに三三件が不受理となっていたが（参考文献②）、ペトロブラス問題の渦中にある自身に対する下院倫理審議会における罷免請求の審議継続をPTが支持したことをきっかけに、クーニャは「自転車財政」などを根拠とする三四件目の告発を二月二日に受理した。

受理された弾劾告発は、まず下

院の特別委員会で審議される。下院は直ちにそのメンバーを決定する作業に入ったが、一二月八日の本会議には大統領支持派の四七名からなる案と反対派の三九名からなる案の二つが提出される事態となった。クーニャの判断により秘密投票を通じて反対派の案が採択されたが、支持派はこれを不服として連邦最高裁判所に判断を求め、その結論が出るまで弾劾審議が停止されることとなった。そして、公開投票などを要求する連邦最高裁判所の結論を受け、二〇一六年三月一七日に弾劾支持者を多く含む六五名の特別委員会が誕生した。

時期をほぼ同じくして、弾劾に向けた動きは一気に加速する。三月四日にペトロブラス問題に関する事情聴取のためにルーラが一時拘束されたのを受け、三月一三日には三百万人の参加する反政権デモが発生した。彼に対する政治的依存度の高いルセフは、三月一六日に彼の官房長官就任を発表するが（ルーラの逮捕を回避することや、連立与党間の調整を任せることなどが目的であったとされている）、連邦最高裁判所は三月一八日にその就任を差し止めた。他方、下院における第一党であるテメル

のPMDBは三月二九日の党役員会で全会一致により政権離脱を決定し、進歩党など他のいくつかの連立与党もそれに続いた。

このような状況下で、特別委員会は四月一日に弾劾告発の支持案を三八対二七で可決し、下院における最後の審議がいよいよ本会議で行われることとなった。ここでは全議員（五一三名）の三分の二にあたる三四二名の支持が必要となるが、四月一七日にテレビ中継を通じて多くの国民が見守るなか記名投票による長時間にわたる採決が行われ、三六七対一三七で弾劾告発の承認が決定された。

こうして下院における弾劾審議は終了し、舞台は上院に移っている。二一名からなる上院の特別委員会は五月六日に弾劾法廷の開廷支持案を一五対五で可決した。そして、汚職問題に対する捜査妨害などを理由に職務停止となったクーニャの後任のマランニャン下院議長代行が弾劾手続きの無効を主張するなど（すぐに撤回）、非常に混沌とした政治情勢のなか上院本会議が開催された。その結果、五月一二日に出席議員の過半数を上回る五五対二二で弾劾法廷の開廷が可決され、テメルが暫定大統領

に昇格した。今後、上院で一八〇日以内に行われる審議を経て、本会議における全議員（八一名）の三分の二（五四名）の同意をもって大統領の失職が決定される。

●「議会によるクーデター」なのか？

このような弾劾の動きを、PTは「議会によるクーデター」であると非難している。その念頭にあるのは、二〇一二年に行われた当時のルゴ大統領に対する弾劾裁判が民主的ではなかったとしてメルコスールや南米諸国連合（UNASUR）の加盟国資格を一時停止されたパラグアイの事例であろう。

しかし、ルセフに対する弾劾審議は憲法に則って行われており、「クーデター」を定義する「行政権の奪取」「軍または他の社会エリート」の少人数のグループによる指導「違憲または超法規的な手段の行使」という構成要件の少なくとも最後の要件は満たされない（参考文献③）。また、一九九二年に当時のコロール大統領に対する弾劾審議を支持したPTが弾劾を「クーデター」と呼ぶことは、自己矛盾的である（参考文献④）。他方、（その是非は別として）

議院内閣制の内閣不信任決議のように機能しているという点も今回の弾劾の特徴である。クーニャの受理した弾劾告発もペトロbras問題に言及してはいるものの、その告発が主に問題視したのはカルドーゾ政権期（一九九五～二〇〇二年）以降よくみられる「自転車財政」などの会計操作である（参考文献④）。そのため、ペトロbras問題は、審議手続き上は今回の弾劾に含まれておらず、大統領の汚職を糾弾するというよりも、支持率が極めて低く議会の信用も無い行政府の長を不信任決議によって解任するという面が色濃くなっている。

あたかも内閣不信任決議のように機能している背景には、大統領と議会の関係を難しくする連合大統領制の問題がある。ブラジルは政党数が非常に多い多党制であるため与党が一党のみで議会の過半数を占めることが不可能であり、大統領は常に他の連立与党に配慮した政権運営をせざるを得ない。その一方で、大統領の支持率の低下は、他党が連立政権から離脱するインセンティブのひとつになってしまうのである。

上院における弾劾審議は最長

一八〇日間続いたため、八月五日の五輪開会式に出席するのは暫定大統領のテメルである可能性が高い。しかし、彼自身もペトロbras問題への関与が指摘されており、弾劾の対象となる可能性がある。それに加えて、PMDBによる連立政権の運営も難しいものとなることが予測される。五輪のつづがない開催を願いつつ、今後も政治の動きを注視していく必要がある。

（きくち ひろかず／アジア経済研究所 ラテンアメリカ研究グループ）

《参考文献》

- ① Datafolha (<http://datafolha.folha.uol.com.br/>).
- ② *O Estado de São Paulo*, 3 de dezembro de 2015.
- ③ Smith, Amy Erica. 2016. "Is the impeachment trial of Brazil's Dilma Rousseff a coup?" (<https://www.washingtonpost.com/news/monkey-cage/>).
- ④ Pérez-Liñán, Anibal. 2016. "Dos errores de juicio que entorpecen el debate de la crisis." (<http://www.lanacion.com.ar/>).